

○財務省告示第四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年一月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年二月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百五十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札

四 発行方法
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十一 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額												
				行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場		
	平成二十四年一月二十日		千 万 円				万 千 円	六 七 千 円	二 兆 三 千 九 十 億 三 千 五 百 六 十				万 円	六 千 七 百 八 十 億 五 千	六 千 円	額 面 金 額 で 千 七 百 八 十 億 五 千				込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金と

す。整数倍の金額によるものと

十六	十五	十四	十三									イ		
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	行争入札発	非価格競	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十四年一月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に					十九銭六厘	募価額百円につき九十九円八	十九銭五厘以上のそれぞれの	額面金額百円につき九十九円八